

第1回徳島県環境審議会生活環境部会 会議録

1 日 時

令和6年11月29日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所

徳島県庁 10階 大会議室

3 出席者

＜委員＞ 委員17名中11名が出席

（1号委員：学識経験者、五十音順、敬称略）

岩下佳代委員、大地幸代委員、岡部千鶴委員、上月康則委員、

酒牧美穂委員、谷口美德委員、原彩乃委員、板東美千代委員、

奥嶋政嗣委員（部会長）

（2号委員：市町村長又はその指名する職員、五十音順、敬称略）

角谷由佳委員、末岡稔久委員（代理出席）

＜事務局＞

松本生活環境部環境指導統括監、田中環境管理課長 ほか

4 会議次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）議題

1 「徳島県生活環境保全条例の一部改正（案）」について

2 その他（今後の予定）

（4）閉会

《配付資料》

- ・会議次第・配席図（席次）
- ・部会名簿
- ・徳島県生活環境保全条例の一部改正に係る徳島県知事から環境審議会会長宛の諮詢問文（写）
- ・徳島県生活環境保全条例の一部改正に係る環境審議会会長から生活環境部会長宛の付議文（写）
- ・資料1 徳島県生活環境保全条例の一部改正案について
- ・盛土規制法パンフレット

5 審議

■議事概要

【事務局】

定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年度第1回徳島県環境審議会生活環境部会を開会いたします。

本日は11名の委員の皆様に御出席いただきており、当部会の委員数17名の過半数を超えておりますので、徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により、

この会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日の審議は公開となっております。

また、徳島県環境審議会運営規程第9条により、会議録の作成が義務づけられており、当部会の議事を録音いたしますので、御了承ください。

それでは初めに、生活環境部松本環境指導統括監から御挨拶を申し上げます。

【松本統括監】

(挨拶)

【事務局】

次に、当部会の委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

お手元に配付の委員名簿を御覧ください。

(委員紹介)

それでは、審議に入らせていただきます。本日の案件については、知事から環境審議会会长に諮問されております。

また、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項により、環境審議会会长から当部会に付議されております。

なお、当部会の議事進行については、徳島県環境審議会運営規程第3条及び第7条第2項の規定に基づき、部会長が行うこととなっておりますので、奥嶋部会長に議長として議事を進行いただきます。

それでは、奥嶋部会長よろしくお願ひいたします。

【部会長】

(就任あいさつ)

当部会では、徳島県環境審議会設置条例第5条第5項に基づきまして、職務代理者を置くこととなっております。

選任の方法については、部会長があらかじめ指名することとなっており、水口委員にお願いしております。水口委員は本日、御欠席ですが、水口委員とさせていただいております。

それでは、議事進行にあたり、委員の皆様方には、審議に対する御協力のほどお願いいたします。

ただいまから、審議の方に入ります。

議題1「徳島県生活環境保全条例の一部改正（案）」について、事務局の方より御説明をお願いいたします。

【事務局】

(説明)

【部会長】

ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の皆様、どなたからでも構いませんので、拳手の上、お手元の赤いボタンを押して、御発言いただけたらと思います。

盛土規制法と徳島県生活環境保全条例が重複する部分があって、それが違法になるということですので、それを整理していく必要があるというお話をしました。

具体的には、この徳島県生活環境保全条例の一部抜粋の用紙に、下線が引いてあるところを改正する必要があるかもしれないということです。

重複する部分、国の法律の盛土規制法を改正するわけにはいかないので、こちらの徳島県生活環境保全条例を一部改正するという流れになりそうだということです。どう改正するかというのは、これから議論になります。

【委員】

よくわかりました。土木と環境で重なる部分があり、環境上の問題が起きれば、この条例に基づいて対処するということだと思いますが、環境上の問題が起きているか否かは県の方で調査していくのでしょうか。

【事務局】

現在、生活環境保全条例では、災害の防止という観点と、生活環境の保全というところで、いわゆる土壤等の汚染や地下水の汚染のような、環境面に配慮する部分に関して、規制を行っているところです。

今後、盛土規制法で規制する部分と調整しますが、土壤の汚染や地下水の汚染といった環境面については、引き続きこの条例において、規制を行っていくという方針でございます。

その中で、必要な土壤の検査や水の検査等を、事業者の方に求めるなど、現状通りの規制を継続していくというようなイメージで考えているところです。

【委員】

つまり、事業者に検査を求め、それを県がチェックするということでしょうか。

【事務局】

はい。現在もそのようなやり方をしておりますので、そういったところは継続しつつ、加えて県民の方からの苦情であるとか、お問い合わせがあったときには、実際に現地調査等も行っておりますので、そういういわゆる監視・指導の部分についても、引き続き行っていく予定です。

ですから、災害面の規制を盛土規制法で行ないますけれども、環境面については、引き続き生活環境保全条例の方で、監視・指導等もしっかりと行っていくというふうに、連携してやっていくというイメージで考えております。

【委員】

建設業をしており、盛土規制法については特に気をつけて仕事をしております。しかし、恥ずかしい話ですが、この条例については、全く知りませんでした。

法に加えてその地域ごとの条例についても確認する必要があるということでしょうか。

【部会長】

はい。条例は地域ごとになるので、確認が必要です。

【委員】

我々にとって、できれば確認するところが1つにまとまってくれる方が嬉しいですし、盛土規制法という素晴らしい法律があるのであれば、できれば条例は、それに準じた形のものになると助かります。

【部会長】

届出の窓口が1つにならないかという御意見ですが、これについて事務局はいかがですか。

【事務局】

土砂の埋め立てにつきましては、生活環境保全条例が平成17年に施行されてから今まで、この条例で規制されており、特定事業をする場合は環境管理課に申請を提出いただきました。

今回、国土交通省と農林水産省の共管法として盛土規制法が成立し、今まで生活環境保全条例で扱っていた、盛土に関する崩落等の安全面を法で規制するということです。当然、法律の方が条例よりも上位ですので、条例の方を改正することで、

重複をなくすということです。

御意見いただいた、窓口の1元化については、盛土規制法との兼ね合いもありますので、今後調整していきたいとは思いますが、一先ず、そういう御意見があるという旨承知しました。

【委員】

続けて教えて欲しいのですが、他県の状況を見ると、全国で5県しか重複規定の整理をしていないようですが、なぜ5県だけなのでしょうか。

【事務局】

スライド11の他県の状況については、パブリックコメント等でもう既にオープンになっている5県についてのみ出させていただいております。

それ以外にも、本県同様、環境面と災害面の2つを併せて規制する条例を持っている県はいくつかございます。しかし、そちらについては、重複規定の整理を検討しているといった情報は一部ありますが、オープンにはなっておりません。

【委員】

なぜオープンになっている県が少ないかというのはわかりませんか。

【事務局】

スライド12にもありますが、盛土規制法の区域指定日は県によって違いますし、条例の改正はしているけれども、オープンにしていないだけということも考えられます。

【委員】

なるほど。本県と同じ事情の県は多いということですね。

【事務局】

少し補足させていただきます。

インターネットで調べた情報にはなりますが、災害関係と環境関係が一緒に規制されている、徳島県と同じような体系の条例を持っているのは、全国で16府県のようです。

そのうち、既に改正作業がある程度進んで、オープンになっているというのが、先ほどスライドでお示しした5県になっております。残りの県は、おそらく徳島県と同じような形だと思いますが、検討を進めている最中ではないかと思われます。

【委員】

なるほど。では、その16府県以外についてはどうですか。

【事務局】

条例が元々ない自治体もございます。条例でこういった土砂の埋め立てに関して、元々規制を行っていない自治体もございます。

【委員】

いまだにそのような条例を制定していないということですか。

条例ではなく、国の法律で規制しているということでしょうか。

【事務局】

今回はじめて国の方の規制でかかるところと、徳島県のように以前から環境面と災害面併せて条例で規制しているところ。それから、災害面のところだけ規制を行っているという自治体もあると思いますけれども、全ての県が条例を制定しているわけではないというふうに事務局としては把握しているところです。

【委員】

盛土規制法の指定を11月議会に出されたということですが、もう3月から施行と

いうことでよかったです。盛土規制法の指定区域が土木の方で決まったという話ですが、その施行日は3月になるのでしょうか。

【事務局】

すみません、少し説明の方が聞き取りにくかったかもしれません、指定区域の候補案が、先日の議会で公表になったところです。ですから、施行日についてはまだ全く決まっていないというふうに県土整備部の方から聞いています。こちらについても、今後パブリックコメント等で御意見を聞きながら、最終案をまとめまして、その後、施行日が決まるというような流れになると、当課の方では認識しています。

【委員】

候補案について、指定区域は県下全域になるのか、県内で漏れているところがないのかというのが気になります。

【事務局】

今の候補案では、全県を区域指定するという案だと公表されています。

【部会長】

それでは議論も出たようですので、次の方に進めて参りたいと思います。どうもありがとうございました。

次、議題2「その他（今後の予定）」について、事務局の方より御説明をお願いします。

【事務局】

今後の予定について、事務局から御説明をさせていただきます。

前のスライドにも出させていただいておりますように、今日の皆様方の御意見を踏まえまして、12月中旬頃からパブリックコメントの予定としております。

その後、そのパブリックコメントの意見を踏まえまして、委員の皆様には、1月に生活環境部会第2回目を開催させていただきたいと考えております。

その後、条例改正案を正式にまとめまして、2月の県議会の方に提出を考えております。

具体的には条例改正の、先ほどお示しした線が入った部分をどう変えていくかを、これから法制の担当とも調整いたしまして、最終案をまとめながら、パブリックコメントでも御意見の方を伺っていきたいと考えております。

繰り返しにはなりますけれども、次回の生活環境部会につきましては、1月頃開催予定としておりますので、委員の皆様、お忙しいとは思いますけれども、また御出席いただけますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

【部会長】

それでは、本日各委員の皆様からいただきました、様々な御意見、今後実施されるパブリックコメントも踏まえまして、条例改正案をまとめていただき、次回の部会では、審議会への報告案などを審議したいと思っております。

以上で本日の議事はすべて終了とさせていただきます。

これをもちまして、第1回徳島県環境審議会生活環境部会を終了させていただきます。

議事の円滑な運営にご協力いただきましてありがとうございました。

それでは進行の方、事務局にお返しいたします。

【事務局】

奥嶋部会長ありがとうございました。

では最後に、松本環境指導統括監から閉会の挨拶を申し上げます。

【松本統括監】

(挨拶)

【事務局】

以上をもちまして、第1回徳島県環境審議会生活環境部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。